

宜野湾市西海岸地域のグランドデザインに関する検討調査事業業務委託

優先交渉権者選定方法

選定方法は、以下によることとする。

1. 委員毎に審査基準に基づき採点し、書類審査と企画審査の合計点が高い順に順位をつけ、1位とされた数が最も多い者を優先交渉権者とする。
2. 上記1.において、第1位とされた者が同数であった場合、書類審査と企画審査の合計点が高い者を優先交渉権者とする。
3. 上記2.において、書類審査と企画審査の合計点が同点であった場合、順位を2位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者とする。
4. 上記3.において、順位を2位とした委員の数が同数の場合、委員会によりくじで優先交渉権者を決定するものとする。
5. 応募申請者が多数の場合、書類審査により5者程度を選定しプレゼンテーションを行う。この場合委員会において申請者の実務実績、配置予定者の経験及び能力等について、書類審査を行う。